

周南緑地広域スポーツ拠点地区内における建築物の制限の緩和に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

周南緑地広域スポーツ拠点地区内における建築物の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年5月29日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南緑地広域スポーツ拠点地区内における建築物の制限の緩和に関する  
条例の一部を改正する条例

周南緑地広域スポーツ拠点地区内における建築物の制限の緩和に関する条例（平成19年周南市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、次に掲げる建築物のうち規則で定めるものを」を削り、「第48条第3項」を「第48条第6項」に、「第一種中高層住居専用地域」を「第二種住居地域」に改め、「良好な」を削り、「として、」の次に「各種スポーツの観覧のための工作物を」を加え、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南緑地広域スポーツ拠点地区内における建築物の制限の緩和に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(建築制限の緩和)</p> <p>第4条 スポーツ拠点地区においては、<u>次に掲げる建築物のうち規則で定めるものを</u>、<u>法第48条第3項の規定にかかわらず</u>、<u>第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないものとして</u>、新築し、増築し、改築し、又は移転することができる。</p> <p>(1) <u>次に掲げるスポーツ施設</u></p> <p>ア <u>各種スポーツのために必要な体育館、武道場等の運動施設</u></p> <p>イ <u>各種スポーツの観覧のための工作物</u></p> <p>ウ <u>ア及びイの管理運営のために必要な事務所及び倉庫</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる公園施設</u></p> <p><u>公園（周南市都市公園条例施行規則（平成15年周南市規則第161号）別表第1の周南緑地をいう。）の管理運営のために必要な事務所、休憩所、集会所、便所及び倉庫</u></p> <p>(3) <u>周南市交通教育センター（周南市交通教育センター条例（平成15年周南市条例第17号）により設置されたもの）の管理運営のために必要な事務所及び倉庫</u></p>	<p>(建築制限の緩和)</p> <p>第4条 スポーツ拠点地区においては、<u>法第48条第6項の規定にかかわらず</u>、<u>第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないものとして</u>、<u>各種スポーツの観覧のための工作物を新築し、増築し、改築し、又は移転することができる。</u></p>

現行	改正案
<u>(4) 周南市地域防災計画に基づく災害対応施設</u>	